

上野田町総合事業単位表
サービスメニュー表

新規
変更

区分	種別	項目	サービス内容名称	算定項目	算定単位数		
					合成単位数	算定単位	
第1号通所事業	通所介護相当サービス	1113	通所型独自サービス1	事業対象者・要支援1 1月の中で全部で4回まで	利用者の数が利用定員を超えない場合 ×70% 看護・介護職員の見数が基準に満たない場合 ×70%	436単位 305単位 365単位	1 月
		9003	通所型独自サービス2	事業対象者・要支援2 1月の中で全部で8回まで ※事業対象は特別な理由により要支援の区分支給限度額適用者	利用者の数が利用定員を超える場合 ×70% 看護・介護職員の見数が基準に満たない場合 ×70%	447単位 313単位	
		1123	通所型独自サービス2	両側者清拭防止床敷設減算	事業対象者・要支援1 4単位減算	447単位	
		9013	通所型独自サービス2	両側者清拭防止床敷設減算	事業対象者・要支援2 4単位減算	447単位	
		C215	通所型独自サービス2	業務経費削減未策定減算2.1	事業対象者・要支援1 4単位減算	447単位	
		C216	通所型独自サービス2	業務経費削減未策定減算2.2	事業対象者・要支援2 4単位減算	447単位	
		D215	通所型独自サービス2	業務経費削減未策定減算2.1	事業対象者・要支援1 4単位減算	447単位	
		D216	通所型独自サービス2	業務経費削減未策定減算2.2	事業対象者・要支援2 4単位減算	447単位	
		8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の5%加算(1回)		94単位減算 (介護につき) 47単位減算	
		8207	通所型独自サービス同一施設加算3	(1)当たりの回数を定める場合 事業所が送迎を行わない場合		▲47単位	
		5612	通所型独自加算	240単位加算(1月)		▲47単位	
		6109	若年性認知症受入加算	100単位加算(1月)		240単位	
		5010	生活機能向上プログラム活動加算	50単位加算(1月)		100単位	
		6116	栄養マネジメント加算	50単位加算(1月)		50単位	
		5003	栄養改善加算	200単位加算(1月)		200単位	
		5004	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(1)		150単位加算(1月) 160単位加算(1月) 480単位加算(1月) 89単位 176単位	
		5011	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(II)		72単位加算(1月) 176単位加算(1月)	
		6011	一体的サービス提供加算	(1)サービス提供体制強化加算(1)		89単位加算(1月) 72単位 144単位	
		6012	一体的サービス提供加算	(2)サービス提供体制強化加算(II)		24単位加算(1月) 48単位加算(1月) 100単位加算(1月) 200単位加算(1月)	
6107	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(III)		200単位加算(1月) 200単位(1回) 5単位(1回)			
6103	サービス提供体制強化加算	生活機能向上連携加算(1)(3月に1回を限度)		200単位			
8104	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(II)		200単位			
4001	生活機能向上連携加算	口腔栄養マネジメント加算(1)(6月に1回を限度)		200単位			
4002	生活機能向上連携加算	口腔栄養マネジメント加算(II)(6月に1回を限度)		5単位			
6201	科学的介護推進体制加算	40単位		40単位			
6100	科学的介護推進体制加算	利用定員が19名以上の場合					
6183	介護職員等処遇改善加算	①介護職員等処遇改善加算(1)ロ	+所定単位の120/1000				
6110	介護職員等処遇改善加算	②介護職員等処遇改善加算(1)コ	+所定単位の108/1000				
6184	介護職員等処遇改善加算	③介護職員等処遇改善加算(1)ク	+所定単位の97/1000				
6111	介護職員等処遇改善加算	④介護職員等処遇改善加算(1)ケ	+所定単位の52/1000				
6185	介護職員等処遇改善加算	⑤介護職員等処遇改善加算(1)カ	+所定単位の117/1000				
6186	介護職員等処遇改善加算	⑥介護職員等処遇改善加算(1)キ	+所定単位の127/1000				
6187	介護職員等処遇改善加算	⑦介護職員等処遇改善加算(1)ク	+所定単位の115/1000				
6188	介護職員等処遇改善加算	⑧介護職員等処遇改善加算(1)カ	+所定単位の125/1000				
6189	介護職員等処遇改善加算	⑨介護職員等処遇改善加算(1)キ	+所定単位の105/1000				
6190	介護職員等処遇改善加算	⑩介護職員等処遇改善加算(1)ク	+所定単位の89/1000				

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する通所型サービスを利用する場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目